

役員等報酬規程

社会福祉法人 サルビア会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サルビア会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円

(法定控除)

第4条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支払い)

第5条 理事・監事、評議員の報酬は、その都度現金で支払うことを原則とする。

(規定の変更)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日より適用する。